

2 対面販売(計量販売)での小売表示

専門小売店など、店内で加工し、陳列された食肉を購入者の希望に応じて必要量を計って販売する場合、陳列された食肉ごとに、**表示カード(プライスカード)**により下記の項目を外部から見やすいように、邦文で明りょうに表示しなければならない。

対面販売(計量販売)の食肉の必要表示事項

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①食肉の種類・部位(商品名称) | ④冷凍及び解凍品にあつてはその表示 |
| ②原産地 | ⑤牛にあつては、個体識別番号 |
| ③量目及び販売価格(100gあたり単価) | (又は荷口番号) |

■表示カードの大きさ・縦5.5cm以上、横9cm(名刺大)以上とする。

〈表示カードの記載例〉

個体識別番号1234567893

牛らんぷ(国産)

ステーキ用

100g 480円

①食肉の種類
部位

②原産地
用途表示

③100gあたりの
単価

⑤個体識別番号

■文字の大きさ

42ポイント以上

1. 食肉の種類(牛) 部位(らんぷ)
2. 原産地(国産)
3. 販売価格(100gあたり)(480円)

明りょうな文字で

1. 個体識別番号(1234567893)
2. 用途名(ステーキ用)
3. 100gの文字

■一枚、一羽等の販売の表示(1切、1枚、1個、1羽、1本等の単位がある。)

*ステーキ 1枚、丸焼き若どり一羽単位での販売する場合「1切〇〇円」等と表示し、100gあたりの価格を併記する。

国産牛肉サーロイン
ステーキ用
1切 1,800円
(100g 900円の品)

国産わかどり
骨付きもも
1本 280円
(100g 110円の品)



- ◆食肉公正競争規約第3条第1項▶(P74)、第2項▶(P76)／同施行規則第2条▶(P75)、第6条、第8条▶(P77) ◆単位価格表示の推進について▶(P150)
◆東京都消費生活条例第18条▶(P151) ◆東京都消費生活条例の規定に基づく単位価格等の指定▶(P151)